○総務省告示第一〇六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十七条第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準（平成二十年総務省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

第一条中「第十五条第一号」を「第十七条第一号」に、「の定める」を「が定める」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「若しくは当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団（以下」を「（」に、「「組合等」を「単に「組合」に改める。

第二条中「第十五条第二号」を「第十七条第二号」に、「の定める」を「が定める」に改める。

第三条第一項中「第十五条第三号」を「第十七条第三号」に、「の定める」を「が定める」に改め、同項算式の符号中「㈣㈠㈡」を「㈣㈡」に改める。

第四条中「第十五条第四号」を「第十七条第四号」に、「の定める」を「が定める」に改め、同条算式の

符号中「省令様」を「省令」に改める。

第五条中「第十五条第五号」を「第十七条第六号」に、「の定める」を「が定める」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。